



報道関係者 各位

令和2年3月24日(火)

【照会先】

鹿児島労働局総務部

総括政策調整官 田之上 英治

(電話)099(223)8275

鹿児島労働局労働基準部監督課

課 長 中村 健吾

(電話)099(223)8279

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを要請 (第二段)

～経済団体に対し、改めて労務管理上の留意事項などを周知～

鹿児島労働局(局長 小林 剛)では、このたび、別添のとおり、鹿児島県経営者協会、鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県商工会議所連合会といった経済団体へ、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて要請を行いました。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、厚生労働省では、企業の方向けQ&Aをホームページに掲載して、労務管理上の留意事項について周知を図っています。今回の要請は、改めてこの取り組みの趣旨を伝え、傘下団体・企業などでの拡大防止の取り組み促進に向けて、協力を求めることを目的としたものです。

【要請内容のポイント】

- パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などについても、法令上求められる休業手当の支払いや年次有給休暇が必要となること
- 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないこと
- 上記に関連し、厚生労働省では、労働者の雇用を維持した場合の休業手当等の助成や新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応の助成を行っていること

[別添] 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて(要請)

<参考>

- 新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html